

## 7. 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	平成15年度上半期末	平成16年度上半期末	平成15年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,755	4,443	4,516
危険債権	9,299	7,775	7,492
要管理債権	34,302	37,293	35,615
小計	48,357	49,512	47,624
(対合計比)	(0.56)	(0.66)	(0.58)
正常債権	8,589,082	7,493,701	8,146,820
合計	8,637,439	7,543,213	8,194,444

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金および条件緩和貸付金です。なお、3ヵ月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金(注1および2に掲げる債権を除く)です。条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸付金(注1および2に掲げる債権ならびに3ヵ月以上延滞貸付金を除く)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

## 【参考】貸付金等の自己査定状況

(単位:百万円、%)

区 分	平成15年度上半期末		平成16年度上半期末		平成15年度末	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率
非分類	8,424,837	97.5	7,464,170	99.0	8,055,987	98.3
Ⅱ分類	209,885	2.4	78,263	1.0	137,770	1.7
Ⅲ分類	2,716	0.0	780	0.0	686	0.0
Ⅳ分類	—	—	—	—	—	—
Ⅱ～Ⅳ分類計	212,602	2.5	79,043	1.0	138,457	1.7
合計	8,637,439	100.0	7,543,213	100.0	8,194,444	100.0

- (注) 1. 貸付金等とは、貸付金、貸付有価証券、支払承諾見返、未収収益(左記資産に係るもの)、仮払金(貸付金に準ずるもの)の合計です。
2. 本表は償却・引当実施後のものです。
3. 非分類とは、回収の危険性または価値の毀損の危険性について、問題のない資産です。
4. Ⅱ分類とは、債権確保上の諸条件が満足に充たされない、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権等の資産です。
5. Ⅲ分類とは、最終の回収または価値について重大な懸念が存し、したがって損失の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産です。
6. Ⅳ分類とは、回収不可能または無価値と判定される資産です。

## 8. リスク管理債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	平成15年度上半期末	平成16年度上半期末	平成15年度末
破綻先債権額	815	1,005	1,158
延滞債権額	13,240	11,211	10,847
3ヵ月以上延滞債権額	—	—	23
貸付条件緩和債権額	33,880	36,886	35,180
合計	47,935	49,102	47,210
(貸付残高に対する比率)	(0.57)	(0.67)	(0.59)

- (注) 1. 破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、平成15年度上半期末が破綻先債権額14,813百万円、延滞債権額6,765百万円、平成16年度上半期末が破綻先債権額1,485百万円、延滞債権額6,942百万円、平成15年度末が破綻先債権額1,534百万円、延滞債権額7,785百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、商法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、または手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。